

告示

埼玉県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
入間第一用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住 所
	理事	有 山 道 春	埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫七百十番地
	監事	波 田 二三雄	同 同 八百七十八番地
二 退任			
	理事	宮 寺 征 二	埼玉県入間郡毛呂山町大字長瀬四百五十六番地
	監事	有 山 道 春	同 同 大字葛貫七百十番地